

新規	継続		近畿 共通番号	H30 秋(役員会) 議案番号
	変更あり	変更なし		
	◎		6	3号-1 (4)

↳ ※変更箇所は下線で、明確に示してください。

## 要望議案の概要（近畿市長会）

平成 年 月 日 作成

議案名：特別支援学級の編制基準の引き下げについて	提出市名：栗東市
<b>要望文案</b> <p>小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準基準は現在8人となっていますが、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善に特段の配慮をお願いします。</p>	
<b>提案理由（要望事項の説明・問題点）</b> <p>特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒は年々増加傾向にあり、また、その保護者のニーズも多様化しています。本市では、保護者の要望や学校園の意見を尊重しつつ、就学支援委員会において慎重な審議を実施し、該当幼児・児童・生徒にとって望ましい在籍校(学級)を答申いただいておりますが、すべて<u>の幼児・児童・生徒の就学先</u>が答申どおりとはならず、重度の障がいがある児童生徒と、比較的軽度な児童生徒が同一の学級に在籍するようなケースも決して少なくありません。</p> <p>現在特別支援学級の編制基準は小・中学校ともに8人となっております。しかしながら、前述のように障がいの程度の個人差が著しいようなケースや、重複障害が認められる児童生徒が在籍するケースなど、学校現場での指導はより困難を極めています。</p> <p>個々に応じたきめ細かな教育を保障するために、特別支援学級の編制基準の引き下げと、それに伴う教職員定数の改善が喫緊の課題です。</p>	
<b>担当省庁</b> 文部科学省	
<b>関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度 等</b> <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律</p>	

平成30年度近畿市長会役員会提出議案一覧表

提出議案	提出市	新規	継続	近 畿		
				H30 春の議案	共 通	
1 防災・災害対策の充実と住民の安全確保について	大津市 高島市	—	○	P11 P12	5号-2 (1)~(4)	3
2 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」 (通称：農村産業法)の対象地域の要件緩和について	彦根市	—	○	P9	4号-4	
3 丹生ダム建設事業の中止に伴う国の対応について	長浜市	—	○	P10	4号-10	3
4 地域手当における自治体職員の給与格差の問題 について	近江八幡市	—	○	P2	1号-10	
5 下水道事業の不明水対策に係る社会資本整備総合 交付金制度の拡充について	草津市	—	○	P8	4号-6 (3)	10
6 国が実施する幼児教育・保育の無償化について	守山市 東近江市	—	○	P6	3号-1 (7)	8
7 特別支援学級の編制基準の引き下げについて	栗東市	—	○	P6	3号-1 (4)	6
8 地方創生施策の推進について	甲賀市	—	○	P1	1号-2 (2)~(4)	
9 国道バイパス及び地域高規格道路の整備促進と 道路整備の財源確保について	野洲市	—	○	P9	4号-1 (1) 4号-2	
10 防災拠点となる庁舎の建替への支援の拡充及び 事業債の事業期間延長について	湖南市	—	○	P2	1号-12	2
11 交通系ICカードのまたぎ利用改善への支援 について	米原市	—	○	P10	4号-3	

### 議案第 3 号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。125~107 (和 95)
  - (1) 児童手当について、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取組が行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。125~112 (京 25・和 95)
  - (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うとともに、児童扶養手当と障害基礎年金の併給が可能となるよう福祉施策の充実を図ること。125~109 (和 95)
  - (3) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じるとともに、民間保育所の保育士等の処遇改善のため、施策の充実を図ること。児童養護施設等については、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際には、一定の経過措置を設けること。また、次世代育成支援対策施設整備交付金を増額すること。125~109 (京 26・和 95)
  - (4) 学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化する中、学校教育を充実するために、教職員定数の戦略的充実、きめ細かい対応や教育水準向上に向け以下の措置を講じること。125~116 (京 27)
    - ア 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善加配の一部については、平成 29 年度から基礎定数化され、計画的な配置が可能になる一方、少子化の影響も受けやすくなることから、引き続き加配定数をはじめとする教職員の配置について一層の措置を講じること。125~116 (京 27)
    - イ 小・中学校における特別支援学級の編制基準の引下げと、それに伴う教職員定数の改善及び特別支援教育支援員の増員、スクールカウンセラーの充実を行うこと。125~116 (滋 7・和 95)

